

## 第 384 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 384 回三木市議会定例会（令和 6 年 11 月 27 日開会）に提出する議案 18 件（専決処分の報告関係 1 件、総合計画関係 1 件、条例関係 2 件、市道路線の認定 1 件、指定管理者の指定関係 8 件、補正予算関係 5 件）の概要は次のとおりです。

### 1 専決処分の報告関係

- (1) 報告第 5 号 専決処分について（令和 6 年度三木市一般会計補正予算（第 4 号））

### 2 総合計画関係

- (1) 第 70 号議案 三木市総合計画における基本計画の変更について（企画政策課）

三木市総合計画（令和 2 年度～11 年度）のうち基本計画について、5 年を経過したことから、社会情勢の変化等に対応するため見直すに当たり、三木市議会基本条例（平成 25 年三木市条例第 1 号）第 12 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

### 3 条例関係

- (1) 第 71 号議案 三木市職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（総務課）

#### ア 改正理由

重大な災害等が発生した場合に職員が災害応急作業等に従事した場合、過酷な環境下での業務となることから特殊勤務手当（災害応急作業等手当）を支給する。

#### イ 改正内容

(ア) 災害応急作業等手当として 1 日当たり 1,080 円（災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域で避難救助作業等を行う必要がある場合は 1 日当たり 2,160 円）を支給する。

(イ) その他必要な規定の整理を行う。

#### ウ 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

**(2) 第 72 号議案 三木市立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例  
及び三木市立在宅介護支援センター条例の一部改正について（介護保険課）**

ア 改正理由

- (ア) 令和 3 年 3 月に策定した「第 8 期介護保険事業計画」及び「公共施設再配置計画」に基づき、市立デイサービスセンターひまわりを廃止するため。
- (イ) 介護保険サービスに係る利用者の負担割合については、介護保険法の改正により、平成 27 年 8 月以降、段階的に所得の高い者は 2 割又は 3 割負担が導入されたものの、本条例に規定する利用料金についての改正ができていないことが判明したため、このたび、介護保険法に定める基準と整合するように規定を定める。

イ 改正内容

- (ア) 三木市立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例第 2 条に規定する市立デイサービスセンター7 施設のうち、市立デイサービスセンターひまわり（緑が丘町西 4 丁目 48 番地）を削る。
- (イ) 三木市立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例第 8 条関係別表に規定する市立デイサービスセンター7 施設の利用料金の設定のうち、市立デイサービスセンターひまわりに係る部分を削る。
- (ウ) 三木市立在宅介護支援センター条例第 2 条関係別表に規定する市立在宅介護支援センター7 施設のうち、市立在宅介護支援センターひまわり（緑が丘町西 4 丁目 48 番地）を削る。
- (エ) 三木市立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例第 8 条第 2 項第 1 号に規定する市立デイサービスセンターでの通所介護等の利用料金を、法令に定める基準（所得に応じて 1 割、2 割又は 3 割）に改める。

ウ 施行期日

規則で定める日。ただし、三木市立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例第 8 条第 2 項第 1 号の規定は公布の日

**4 市道路線の認定**

**(1) 第 73 号議案 市道路線の認定について（道路河川課）**

開発に伴い整備された新設道路を新たな市道路線として認定するに当たり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

## 5 指定管理者の指定関係

次に掲げる施設について、令和7年4月1日から5年間の管理を行う指定管理者を定めることにつき、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

- (1) 第74号議案 指定管理者の指定について（三木市文化会館）（文化・スポーツ課）
- (2) 第75号議案 指定管理者の指定について（三木ホースランドパークエオの森）（生涯学習課）
- (3) 第76号議案 指定管理者の指定について（三木市立デイサービスセンター、三木市立在宅介護支援センター）（介護保険課）
- (4) 第77号議案 指定管理者の指定について（三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘）（障害福祉課）
- (5) 第78号議案 指定管理者の指定について（山田錦の館）（観光振興課）
- (6) 第79号議案 指定管理者の指定について（温泉交流館）（観光振興課）
- (7) 第80号議案 指定管理者の指定について（あじさいフローラみき）（観光振興課）
- (8) 第81号議案 指定管理者の指定について（道の駅よかわ）（観光振興課）

## 6 補正予算関係 【4ページ以降「令和6年度12月補正予算(案)の概要」参照】

- (1) 第82号議案 令和6年度三木市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 第83号議案 令和6年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (3) 第84号議案 令和6年度三木市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (4) 第85号議案 令和6年度三木市水道事業会計補正予算（第1号）
- (5) 第86号議案 令和6年度三木市下水道事業会計補正予算（第1号）

## 令和6年度12月補正予算（案）の概要

小・中・特別支援学校の児童生徒1人1台のタブレット端末を更新し、令和7年9月から次期GIGA端末（iPad）を使用できるよう整備します。

また、令和7年度の小学校及び中学校における特別支援学級の児童生徒の増加に対応するため、特別支援学級の新設等を行います。加えて、国の補助金を活用した小学校の空き教室における不登校児童に配慮した環境の整備など緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

### 1 予算の規模

（単位：千円）

会計名（補正号数）		補正前の額	補正額	計
一般会計（第5号）		39,720,491	327,457	40,047,948
国民健康保険特別会計（第2号）		8,509,741	△3,067	8,506,674
介護保険特別会計（第2号）		7,911,337	△3,983	7,907,354
企業会計	水道事業会計（第1号）	2,421,885	△6,793	2,415,092
	収益的支出	1,783,597	△6,793	1,776,804
	資本的支出	638,288	0	638,288
	下水道事業会計（第1号）	4,916,222	△117,110	4,799,112
	収益的支出	2,468,410	△4,943	2,463,467
	資本的支出	2,447,812	△112,167	2,335,645

### 2 補正予算（案）の主な内容

#### 【一般会計】

#### （1）次期GIGA端末（iPad）への更新【国庫補助】

#### 【債務負担行為】

[教育総務部 教育施設課]

令和元年度から2年度にかけて小・中・特別支援学校の児童生徒1人につき1台を整備したタブレット端末が更新時期を迎えることから、債務負担行為を設定し、令和7年9月から次期GIGA端末（iPad）が使用できるように整備します。なお、新端末は兵庫県の共同調達制度により購入します。

事項	期間	限度額
GIGA 端末更新事業	令和6年度から 令和7年度まで	326,400 千円以内

**(2) 廃校利活用による旧星陽中学校の改修等** **5,000 千円**

[総合政策部 企画政策課]

地域による廃校利活用の取組を支援するため、旧星陽中学校の建築基準法上の用途変更に必要な改修工事など（誘導灯、非常用照明設置、給水系統の変更など）を実施します。

**(3) 特別支援学級及び不登校児童に配慮した教育環境の整備** **3,080 千円**

[教育総務部 教育施設課]

令和7年度の小学校及び中学校の特別支援学級児童・生徒に対応するため、特別支援学級の新設など教育環境を整備します。また、国の補助金を活用し、小学校の空き教室において、不登校児童に配慮した環境を整備します。

事業名	整備内容	補正額
特別支援学級整備事業 (緑が丘小・三木中)	・間仕切り壁の設置 ・電子黒板の整備 など	2,490 千円
不登校児童生徒の学び継続事業 (三樹小・自由が丘東小)	・パーテーション等の各種 備品の整備	590 千円

**(4) 旧上吉川小学校の有償貸与に伴う国庫補助金の返納等** **5,135 千円**

[総務部 財政課、教育総務部 教育施設課]

令和3年3月末に廃校となった旧上吉川小学校の校舎及び体育館を令和6年4月から株式会社 shoichi へ有償貸与しています。

国庫補助金の交付を受けて整備した財産を有償貸与することから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、国庫補助金の返納及び公共施設整備基金への積立を行います。

項目	補正額	備考
公共施設整備基金積立金	3,834 千円	国庫補助事業完了後 10年以上経過分
国庫支出金返納金	1,301 千円	国庫補助事業完了後 10年未満分

**(5) 認知症高齢者グループホームの設備改修を支援【国庫補助】 7,323 千円**

[健康福祉部 介護保険課]

市内の認知症高齢者グループホームのうち、老朽化に伴う設備の大規模改修に対して補助することにより、利用者の安全を確保します。

(単位：千円)

交付金名	対象施設	整備内容	補正額
地域介護・福祉空間整備等交付金（補助率 10/10 上限 7,730 千円）	1	入浴設備の改修	7,323

**(6) 法人化された事業者の農業用機械導入を支援【県補助】 3,000 千円**

[産業振興部 農業振興課]

国の農業法人活性化支援事業を活用し、市内の農業法人による農業用機械の導入を支援します。

(単位：千円)

補助金名	対象者	整備内容	補正額
農業法人活性化支援事業補助金（補助率 1/3 上限 3,000 千円）	1	コンバイン 1 台	3,000

**(7) 住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新 【債務負担行為】**

[市民生活部 市民課]

令和7年度中に更新を予定している住民基本台帳ネットワークシステムにかかる機器の調達に期間を要するため、債務負担行為を設定し、納期を確保した上で機器の更新を行います。

事項	期間	限度額
住民基本台帳ネットワークシステム機器更新事業	令和6年度から 令和11年度まで	20,900 千円以内

**(8) 広野分署改修のための実施設計****【債務負担行為】**

[消防本部]

消防署広野分署の改修にかかる実施設計について、本年度中の設計業務の履行が困難なことが判明したため、債務負担行為を設定し、設計期間を確保した上で改修工事の実実施設計を行います。

事 項	期 間	限度額
広野分署改修事業 (実施設計)	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	8,000 千円以内

**(9) 小・中・特別支援学校スクールバスの運行****【債務負担行為】**

[教育総務部 教育施設課]

昨今の運転手不足により、小・中・特別支援学校のスクールバスの運行に支障をきたすことがないよう債務負担行為を設定し、新年度から確実に運行できるようにします。また、令和7年度における特別支援学校の児童生徒が増加する見込みであるため、緊急対応分としてスクールバスを増便します。

事 項	期 間	限度額
小・中・特別支援学校スクールバス送迎委託事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	68,000 千円以内
特別支援学校スクールバス運行業務委託・賃貸借事業 (緊急対応分)	令和 7 年度	9,300 千円以内

**(10) 令和7年度からの指定管理施設の指定管理料****【債務負担行為】**

令和7年度から5年間の市の施設の指定管理にかかる債務負担行為を設定します。

事 項	期 間	限度額	所管課名
障害者総合支援センター はばたきの丘	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	289,000 千円以内	健康福祉部 障害福祉課
デイサービスセンター・ 在宅介護支援センター	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	100,000 千円以内	健康福祉部 介護保険課
山田錦の館	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	97,000 千円以内	産業振興部 観光振興課

道の駅よかわ ※新規	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	25,000 千円以内	産業振興部 観光振興課
温泉交流館	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	115,000 千円以内	産業振興部 観光振興課
あじさいフローラみき	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	85,000 千円以内	産業振興部 観光振興課
三木ホースランドパーク (エオの森)	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	144,000 千円以内	教育総務部 生涯学習課
文化会館	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	346,000 千円以内	教育総務部 文化・スポーツ課

(11) その他の補正

303,919 千円

(単位：千円)

内 容	補正額	所管課
各特別会計予算の補正に伴う繰出金の補正	△12,001	総務部 財政課
省エネ家電買い替え促進事業補助金の増額	2,241	市民生活部 環境政策課
三木市クリーンセンター施設整備に伴う光熱水費の増額	1,965	市民生活部 環境課
養育医療費の増額 【国庫・県補助】	1,300	健康福祉部 健康増進課
債務負担行為への変更に伴う広野分署改修工事実施設計費の減額	△8,000	消防本部
志染保育所給食室の空調設備の改修	715	教育総務部 教育施設課
旧東吉川小学校用地の土地賃借料等	965	教育総務部 教育施設課
職員の人事異動等による人件費等の補正	6,906	総務部 総務課、 教育総務部 教育総務課
過年度の国・県補助金等の返還	309,828	健康福祉部 福祉課、子育て支援課、健康増進課 教育振興部 教育・保育課

【特別会計及び企業会計】

(12) 各会計における人件費等の補正

(単位：千円)

会計名	補正額	補正内容	所管課名
国民健康保険特別会計	△3,067	人事異動による人件費の補正	健康福祉部 医療保険課
介護保険特別会計	△3,983	人事異動による人件費の補正	健康福祉部 介護保険課
水道事業会計	△6,793	人事異動による人件費の補正、委託料の増加等	上下水道部 水道業務課
下水道事業会計	△117,110	不用額の減額、人事異動による人件費の補正等	上下水道部 下水道課

## 第 384 回三木市議会定例会追加提出議案の概要

第 384 回三木市議会定例会（令和 6 年 11 月 27 日開会）に追加で提出を予定している議案 11 件（条例関係 3 件、補正予算関係 7 件、人事関係 1 件）の概要は、次のとおりです。

### 1 条例関係

#### (1) 第 87 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

##### ア 改正理由

令和 6 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため。

##### イ 改正内容

議員の期末手当の年間支給月数を 4.50 月から 4.60 月に引き上げる。

##### (ア) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
年間合計	100 分の 450	100 分の 270	100 分の 135

##### (イ) 令和 6 年 12 月 1 日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の <u>235</u>	100 分の <u>141</u>	100 分の <u>70.5</u>
年間合計	100 分の <u>460</u>	100 分の <u>276</u>	100 分の <u>138</u>

##### (ロ) 令和 7 年 4 月 1 日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>138</u>	100 分の <u>69</u>
12 月 1 日	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>138</u>	100 分の <u>69</u>
年間合計	100 分の <u>460</u>	100 分の <u>276</u>	100 分の <u>138</u>

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行（令和6年12月1日から適用）し、イ(ウ)については令和7年4月1日から施行する。

**(2) 第88号議案 三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）**

ア 改正理由

令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、三木市長等の給与に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給月数を4.50月から4.60月に引き上げる。

(ア) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
年間合計	100 分の 450	100 分の 270	100 分の 135

(イ) 令和6年12月1日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の <u>235</u>	100 分の <u>141</u>	100 分の <u>70.5</u>
年間合計	100 分の <u>460</u>	100 分の <u>276</u>	100 分の <u>138</u>

(ウ) 令和7年4月1日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>138</u>	100 分の <u>69</u>
12 月 1 日	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>138</u>	100 分の <u>69</u>
年間合計	100 分の <u>460</u>	100 分の <u>276</u>	100 分の <u>138</u>

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行し（令和6年12月1日から適用）、イ(ウ)については令和7年4月1日から施行する。

(3) 第 89 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和 6 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与に関する条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

令和 6 年人事院勧告の内容に準拠した給与改定等を実施する。

(ア) 一般職の職員の給与に関する条例の改正

a 給料表の改定（令和 6 年 4 月 1 日適用）

全ての給料表について、給料月額を改定する。

改定率 平均 3.0%引き上げ（1 級 11.1%、2 級 7.6%、3 級 3.1%、4 級 1.3%、5 級～7 級 1.2%、8 級 1.1%）

b 一般職の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間の支給月数を 4.50 月から 4.60 月に 0.10 月引き上げる（期末 0.05 月、勤勉 0.05 月引き上げ）。

(a) 現行

基準日	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の 122.5	100 分の 122.5	100 分の 245
勤勉手当	100 分の 102.5	100 分の 102.5	100 分の 205
合計	100 分の 225	100 分の 225	100 分の 450

(b) 令和 6 年 4 月 1 日適用

基準日	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の 122.5	100 分の <u>127.5</u>	100 分の <u>250</u>
勤勉手当	100 分の 102.5	100 分の <u>107.5</u>	100 分の <u>210</u>
合計	100 分の 225	100 分の <u>235</u>	100 分の <u>460</u>

(c) 令和 7 年 4 月 1 日施行

基準日	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の <u>125</u>	100 分の <u>125</u>	100 分の <u>250</u>
勤勉手当	100 分の <u>105</u>	100 分の <u>105</u>	100 分の <u>210</u>
合計	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>460</u>

c 再任用職員の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間支給月数を 2.35 月から 2.40 月に 0.05 月引き上げる（期末 0.025 月、勤勉 0.025 月引き上げ）。

(a) 現行

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の 68.75	100分の 68.75	100分の 137.5
勤勉手当	100分の 48.75	100分の 48.75	100分の 97.5
合計	100分の 117.5	100分の 117.5	100分の 235

(b) 令和6年4月1日適用

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の 68.75	100分の <u>71.25</u>	100分の <u>140</u>
勤勉手当	100分の 48.75	100分の <u>51.25</u>	100分の <u>100</u>
合計	100分の 117.5	100分の <u>122.5</u>	100分の <u>240</u>

(c) 令和7年4月1日施行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の <u>70</u>	100分の <u>70</u>	100分の <u>140</u>
勤勉手当	100分の <u>50</u>	100分の <u>50</u>	100分の <u>100</u>
合計	100分の <u>120</u>	100分の <u>120</u>	100分の <u>240</u>

d 扶養手当の見直し（令和7年4月1日施行）

配偶者に係る扶養手当について、現行の月額6,500円を、令和7年度は月額3,000円とし、令和8年度から支給しない。

子にかかる扶養手当について、現行の月額10,000円を、令和7年度は月額11,500円とし、令和8年度から13,000円に引き上げる。

e その他（令和7年4月1日施行）

通勤手当の支給限度額の引上げ、再任用職員への住居手当の適用拡大等を行う。

(イ) 三木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正（令和7年4月1日施行）

特定任期付職員（高度の専門的な知識経験を有する者を、その知識経験を必要とする業務に従事させる場合に、選考により5年を超えない範囲で任期を定めて採用する職員）の給料表及び期末手当の支給月数を改定する。

号給	現行の給料月額	改正後の給料月額
1号給	380,000円	<u>392,000円</u>
2号給	427,000円	<u>440,000円</u>
3号給	477,000円	<u>492,000円</u>
4号給	539,000円	<u>555,000円</u>
5号給	615,000円	<u>634,000円</u>

また、6月期と12月期のそれぞれの期末手当を1.70月から0.95月と

し、現行の特定任期付職員業績手当を廃止したうえで、勤勉手当を6月期と12月期のそれぞれ100分の87.5を支給する。

(ウ) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正

給料表及び期末勤勉手当について一般職の職員の給料表及び期末勤勉手当に準じて改定する。

ウ 施行期日

(ア) 公布の日 イ(ア) a、イ(ア) b (b)、イ(ア) c (b)、イ(ウ) (令和6年4月1日から適用する。)

(イ) 令和7年4月1日 イ(ア) b (c)、イ(ア) c (c)、イ(ア) d、イ(ア) e、イ(イ)

**2 補正予算関係 【別添「令和6年度12月補正予算(案)(追加分)の概要」参照】**

(1) 第90号議案 令和6年度三木市一般会計補正予算(第6号)

(2) 第91号議案 令和6年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

(3) 第92号議案 令和6年度三木市介護保険特別会計補正予算(第3号)

(4) 第93号議案 令和6年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

(5) 第94号議案 令和6年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)

(6) 第95号議案 令和6年度三木市水道事業会計補正予算(第2号)

(7) 第96号議案 令和6年度三木市下水道事業会計補正予算(第2号)

**3 人事関係**

(1) 第98号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(人権推進課)

ア 提案理由

令和7年3月31日に任期満了となるため。

## 第 384 回三木市議会定例会追加提出議案の概要

第 384 回三木市議会定例会（令和 6 年 11 月 27 日開会）に追加で提出を予定している議案 1 件（財産の取得関係 1 件）の概要は、次のとおりです。

### 1 財産の取得関係

#### (1) 第 97 号議案 財産の取得について（縁結び課）

団地再生事業～青山 7 丁目団地再耕プロジェクト～を推進するため整備を行う（仮称）三木地域交流拠点の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三木市条例第 4 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 令和6年度12月補正予算（案）（追加分）の概要

11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、物価高の影響を受ける低所得者の生活を支援するため、住民税非課税世帯に対して給付金を支給するための経費を追加するほか、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員等の人件費の増額など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

### 1 予算の規模

（単位：千円）

会計名（補正号数）		補正前の額	補正額	計
一	一般会計（第6号）	40,047,948	606,276	40,654,224
	国民健康保険特別会計（第3号）	8,506,674	3,142	8,509,816
	介護保険特別会計（第3号）	7,907,354	12,461	7,919,815
	後期高齢者医療事業特別会計（第2号）	1,756,981	721	1,757,702
	学校給食事業特別会計（第2号）	300,008	500	300,508
企業会計	水道事業会計（第2号）	2,415,092	3,623	2,418,715
	収益的支出	1,776,804	3,623	1,780,427
	資本的支出	638,288	0	638,288
	下水道事業会計（第2号）	4,799,112	2,699	4,801,811
	収益的支出	2,463,467	2,392	2,465,859
	資本的支出	2,335,645	307	2,335,952

### 2 補正予算（案）の主な内容

#### 【一般会計（第6号）】

#### （1）住民税非課税世帯への給付金の支給【国庫補助】 345,000千円

[健康福祉部 福祉課]

物価高の影響が特に大きい低所得者の生活を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用し、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を支給するとともに、その世帯のうち子育て世帯については、子ども1人当たり2万円を加算して支給します。

【給付額】 1世帯当たり3万円

※子育て世帯については、子ども1人当たり2万円を加算支給

【対象世帯】 世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※その他、基準日等の詳細は国から情報が示され次第、公表します。

**(2) 人事院勧告に基づく人件費等の補正****261,276 千円**

[総務部 総務課、教育総務部 教育総務課、議会事務局]

**【特別会計及び企業会計】****(3) 各会計における人件費の補正**

(単位：千円)

会計名	補正額	補正内容	所管課名
国民健康保険特別会計	3,142	人事院勧告に基づく人件費の補正	健康福祉部 医療保険課
介護保険特別会計	12,461	同上	健康福祉部 介護保険課
後期高齢者医療事業特別会計	721	同上	健康福祉部 医療保険課
学校給食事業特別会計	500	同上	教育総務部 教育施設課
水道事業会計	3,623	同上	上下水道部 水道業務課
下水道事業会計	2,699	同上	上下水道部 下水道課